

# 「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けたインバウンド向け プロモーションに関する業務に係る企画提案方式（プロポーザル方式）実施要領

## 1 趣旨

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会の普及啓発部会では、四国が世界に誇る文化・観光資源である「遍路」を積極的に国内外へ情報発信してきた。

ラグビーW杯2019や東京五輪を目前に控え、海外から日本に注目が集まる時期に合わせて、インバウンド向けの情報発信ツールを強化するため、欧米豪(英語圏)の人々を対象としたプロモーション用コンテンツを制作する。

そして、作成したPR動画をSNSのWEBマーケティングを用いて効果的に情報発信することで、巡礼や伝統、文化、歴史などに関心が高い外国人へ遍路の啓発活動を行う。

## 2 概要

### (1) 業務名

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに関する業務

### (2) 委託期間

契約締結日～2020年3月31日

### (3) 契約限度額

#### ① インバウンド向けPR動画の制作

1,849,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### ② ①で制作した動画等を活用したInstagramでの広告や情報発信

500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※税率は8%で計上すること。

### (4) 業務の内容

別添「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに関する業務仕様書（資料1）のとおり

## 3 事務を担当する部署

### (1) 名称

四国経済連合会 宇佐美、坂本

（「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会 普及啓発部会）

### (2) 所在地

〒760-0080 香川県高松市丸の内2番5号（ヨンデビル本館4階）

### (3) 連絡先

TEL：087-851-6032、FAX：087-821-9384、E-mail：sakamoto@yonkeiren.jp

#### 4 応募資格

本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者で、次の各号のすべてに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者としません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- (3) 応募する本社および支店が四国四県にある者。
- (4) (3)における県税等（すべての税目）に滞納のない者。
- (5) 技術及び設備を有し、過去 3 年以内に本業務と同種の業務実績を有する者。
- (6) ドローンに関する保険として、事業活動包括保険など、賠償保険（施設賠償責任保険）へ加入している者。また、対人・対物における支払限度額は各 10 億円以上とする。保険期間が委託期間中に終了する場合、保険契約の更新または同等の契約を行い、新たな被保険者証(写)を提出すること。

#### 5 応募申込書の提出

応募申込書（様式 1-1、様式 1-2）に必要事項を記入・押印の上、提出してください。

- (1) 提出先及び提出方法  
上記 3 の場所まで郵送(期間内必着)
- (2) 受付期間  
公告の日から 2019 年 6 月 28 日（金）まで
- (3) 資格審査  
応募申込書を提出した者全員に対し、2019 年 7 月 2 日（火）までに応募資格の確認結果を書面で通知します。応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。
- (4) その他  
応募資格要件に適合しなかった者、期間内に提出がなかった場合又は提出書類に不備があった場合は、企画提案書及び見積書を提出することはできません。

#### 6 質問の受付

実施要領等、企画提案に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付場所  
上記 3 と同じ
- (2) 受付期間  
2019 年 6 月 28 日（金）まで  
(受付時間) 8 : 30 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 00

(3) 提出方法

質問書(様式4)を使用して、FAX又は電子メールで提出してください。

なお、電子メールの場合は、件名を「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに係る質問」としてください。

(4) 回答方法

2019年7月2日(火)までに応募者全員に書面、または電子メールで回答します。

(5) その他

企画提案後は、実施要領等に関して不知又は不明であることを理由として異議を申し立てることはできません。

## 7 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書は、「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに関する業務に係る企画提案書及び見積書作成要領(資料2)を参照の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式2)

7部(正本1部、副本6部)※作成要領(資料2)を参照

1事業者につき1案とします。

② 見積書(様式3-1)(様式3-2)

1部

見積金額は、消費税及び地方消費税を含めて記載してください。

(2) 提出先及び提出方法

上記3の場所まで郵送(期間内必着)

(3) 受付期間

2019年7月2日(火)から2019年7月8日(月)まで

(4) その他

期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

## 8 審査及び選定

(1) 選定方法

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会の普及啓発部会において、企画提案内容と見積金額を審査基準(資料3)に基づき、以下の要領で採用業者を選定します。

(2) 事前審査

審査基準に基づき、事務局による書類選考を行い、審査会の参加事業者を選定します。

(3) 審査会

事前審査で選定した事業者に提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

① 日時及び場所

2019年7月10日(水)9:00~12:00、香川県高松市内を予定。

正式な時間及び場所については、別途通知します。

## ② プレゼンテーションの方法

事業者ごとに、提案内容について20分以内で説明をしていただき、説明終了後に選定委員が質問を行います。1事業者当たりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて、合計30分以内とします。

## (4) 決定

審査会の結果に基づき、採用事業者（1社）を決定します。

## (5) 審査結果の通知

審査会の当落結果と採用事業者名は、応募者全員に書面で通知します。

審査結果についての異議申立ては一切受け付けません。また、選定に至った経過、理由等の公表は行いません。

## 9 契約

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会 普及啓発部会は、採用事業者から提出された提案書を参考に協議を行い、採用事業者と契約を締結します。

契約書には、採用した提案内容を明記した仕様書を添付します。

協議が整わない場合又は上記4の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った事業者と協議の上、契約を締結することがあります。

## 10 消費税について

本契約は、消費税等の税率の引上げ後、消費税等の税率の引上げ前までに検収に合格したものを除き、支払時に新税率（10%）が適用される。消費税等の税率が引上げになったときには契約の変更を行うことになり、その際には、消費税等の税率の引上げ前までに検収に合格したものを除き、消費税等の税率の引上げ以降の支払い時の消費税等を旧税（8%）から新税率（10%）で算出した額に置き直した見積書を提出していただくことになる。

## 11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は支給しません。
- (2) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類について受領後の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。
- (5) 応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載があった書類は、無効とします。
- (6) 業務については「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会 普及啓発部会と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更が生じることをあらかじめ了承し、柔軟な対応をとることとします。